

第90号案件について

1. 企業の現状等

A社（寝具類小売業、資本金1,000万円、売上高約3億円、従業員16名）は、関係会社B社（経営者同一：寝具類小売業、資本金1,200万円、売上高約1億7千万円、従業員9名）の先代がバブル期に行った不動産投資、放漫経営を背景とした大幅な債務超過に対し、資金援助をするなどB社の経営改善に努めてきたが、金融機関への返済資金に窮し、仕入先に対する信用も低下してきたことから、両社の経営改善を図りたいとして協議会への相談に至った。

協議会としては、経営者の再生にかける強い意志と実行力、寝具販売専門業者としての実績等を勘案し、平成16年1月に常駐専門家、公認会計士及び税理士による個別支援チームを立ち上げ、再生計画策定支援を行った。

2. 再生計画の概要

B社の2店舗をA社へ統合（営業権譲渡）。A社については、管理会計手法の導入により、既存3店舗及びB社からの2店舗の店舗別採算管理を徹底する中で、仕入条件の改善や経理処理・在庫管理の一本化等により事業効率を高め、収益の改善を図る。

B社については、遊休不動産の売却による借入金の圧縮を図ると共に、A社より2店舗の賃貸収入と店舗運営収入を得ることにより、中長期的な返済資源を安定的に確保する。

A社についてはメインバンクによる新規運転資金の確保、B社については既存借入金のリスケジュールにより資金繰りの安定化を図る。

これらの再生計画を実施することにより、A社については、B社への無理な資金援助が断たれるとともに、事業規模の拡大によるメリットを享受することで、1年目での営業赤字から脱却を図る。また、B社については、年間キャッシュフローに見合った額にリスケジュールが行われことで、資金繰りの安定が図られた。

3. 協議会が果たした役割

協議会としては、両社の財務諸表の精査・分析を行い、B社も含めたグループ内での事業の再構築を図ることにより、実現可能性の高い事業計画をまとめた。

この結果、A社についてはメインバンクによる新規運転資金の確保、B社については既存借入金のリスケジュールが実現した。

4. 経済効果

直接的効果としては、A社及びB社の雇用確保が図られるとともに、間接的効果として地元老舗店舗の事業継続が図られ、地域経済への悪影響が回避された。